

令和 8 年第 3 回 飯塚市議会会議録第 4 号

令和 8 年 6 月 1 8 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 8 日 6 月 1 8 日（木曜日）

第 1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。3 番 光根正宣議員に発言を許します。3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

公明党の光根でございます。本日は、「身寄りのない高齢者等への支援について」質問いたします。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、また、地域のコミュニティーの希薄化などを背景に独り暮らしの高齢者や身寄りのない高齢者が全国的に増加しております。こうした方々は、日常生活における見守りや相談支援のみならず、入院時の保証人、介護施設への入所、財産管理、さらには亡くなられた後の手続に至るまで、様々な不安を抱えておられます。現場を訪問する中で、高齢者の方々から、頼れる親族がいない、将来が不安だという切実な声を聞くこともあります。

公明党は、これまでも誰一人取り残さない社会の実現を目指し、地域で安心して暮らしていける環境整備の重要性を訴えてまいりました。特に、身寄りのない高齢者への支援は、本人の尊厳を守るとともに、地域全体で支え合う共生社会を実現する上で、重要な課題であると認識しております。そこで、本市における現状と課題、そして、今後の支援の在り方について伺いいたします。

まず、本市における 6 5 歳以上の単身高齢者数の推移について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

本市における単身高齢者数の推移につきましては、全て 4 月 1 日時点でお答えいたしますと、令和 6 年度は 1 万 5 1 4 7 人、令和 7 年度は 1 万 5 3 6 8 人、令和 8 年度は 1 万 5 5 3 7 人となっております。

○議長（城丸秀高）

3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

年々増加傾向であるということが分かりました。その中で、身寄りのない高齢者や親族との関係が希薄な高齢者が含まれていると考えますが、その実態を把握されていますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

身寄りのない高齢者や親族との関係が希薄な高齢者の実態につきましては、市に寄せられる成年後見制度の市長申立ての相談や、地域包括支援センターに寄せられます身寄りに関する相談件数の増加などから、増加している傾向は見られるものの、その実態に関しましては把握できておりません。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

身寄りのない高齢者や親族との関係が希薄な高齢者について増加傾向は見られるものの、その実態までは把握できていないということですが、実態把握が難しいからこそ、日頃から高齢者の相談窓口となっております地域包括支援センターには重要な役割があると考えております。

そこで、地域包括支援センター等に寄せられている相談の傾向はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

地域包括支援センターへの相談件数についてでございますが、令和7年度は1万1650件となっており、前年度と比較いたしまして1199件増加いたしております。

なお、相談内容につきましては、身寄りのない高齢者についての相談件数の分類はしておりませんけれども、見守りの項目につきましては1176件となっており、前年度と比較しまして311件の増となっております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

見守りに関する相談が増加しているということですから、地域において支援を必要とする高齢者が確実に増えているものと感じます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、こうした相談の背景にある課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、身寄りのない高齢者が抱える課題について、市はどのように認識していますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

身寄りのない高齢者や親族との関係が希薄な高齢者が抱える課題につきましては、国においても議論されており、その状況は重要な社会課題であると認識いたしております。

本市におきましても、高齢化の進展や世帯構造の変化に伴い、独り暮らしの高齢者が増加いたしております。また、親族が存在していても遠方居住や関係性の希薄化などにより、日常的な見守りや支援を受けにくい高齢者が増えていることも地域包括支援センターへの相談件数の増加から見えてきておるところでございます。

こうした方々につきましては、生活上のお困り事を相談する相手が限られるほか、入院や介護施設への入所、住まいの確保、財産管理、さらには死亡後の手続などにおいて支援が必要となる可能性が高いと考えられることから、国で行われている議論の動向を注視し、市において対応可

能な施策につきましては、実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

市が認識している課題はいずれも高齢者の尊厳ある暮らしを支える上で極めて重要なものであると考えます。また、現在の課題への対応はもとより、将来を見据えた支援体制の整備も行っていかなければならないと思いますが、今後10年を見据えた場合、本市においてどのような支援ニーズの増加を想定していますか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

今後の10年で申し上げますと、団塊の世代の方々が85歳を超える世代となることで、医療と介護の双方のニーズが高まることが予測されております。それは、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、医療や介護のニーズが高まった場合において、身寄りに関する問題を抱える高齢者につきましては、入院や介護施設への入所、住まいの確保、財産管理、さらには死亡後の手続などにおいての支援を必要とする方々が増加していくものと考えております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、国の動向を注視するとともに、本市としても実態把握と支援体制の充実に積極的に取り組まれることを要望いたします。

次に、孤独・孤立及び孤独死対策についてお伺いいたします。家族構成や生活環境の変化により独り暮らしをされる方が増加しており、日常生活の中で不安や悩みを抱えながらも誰にも相談できず、社会とのつながりを失ってしまうケースも少なくはありません。また、孤独や孤立は本人の生活の質を低下させるだけでなく、健康状態の悪化や認知機能の低下、さらには孤独死につながる要因とも指摘されております。国においても孤独・孤立対策推進法が施行され、行政だけではなく、地域住民や関係団体、また、民間事業者などが連携しながら孤独・孤立に陥らない社会づくりが求められております。

誰一人取り残さない地域社会を実現するためには、まず、現状を正確に把握することが重要だと考えます。そこで、本市における高齢者の孤独・孤立の現状をどのように把握しておるのか、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

一般的に、孤独は主観的概念であり、独りぼっちだと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられております。

一方で、孤立は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない、または少ない状態を指すものとされております。

本市におきましては、単身高齢者数の推移の実態につきまして把握はしているものの、その高齢者が孤独を感じておられるのか、また、他者とのつながりのない孤立状態にあるのかにつきましては把握できておりません。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

孤独や孤立は、本人の主観や生活環境に関わるため実態把握が難しいことは理解いたします。しかしながら、その結果として社会とのつながりが失われた状態が続けば、孤独死につながることも懸念されます。

では、孤独死に関する実態や傾向について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

先ほどの答弁と少し重複するかもしれませんが、主観的概念である孤独を感じられておられる高齢者の実態につきましては、市のほうでの把握ができておりませんことから、孤独死の実態につきましてもその実態の把握はできておりません。

ただし、お亡くなりになられた後、どなたも火葬する親族がいないなどの場合におきましては市が行うものとされていることから、警察や医療機関等から市へ連絡を受け、市が対応いたしておりますが、その件数につきましては近年、増加傾向にあると認識いたしております。

○議長（城丸秀高）

3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

孤独死が増加傾向にあるということは、地域の中で支援につながらないまま生活されていた方が一定数存在しているのではないかと考えます。その意味では、発生後の対応のみならず、日常的な見守りによって異変を早期に把握する仕組みが重要であると考えます。そこで、地域包括支援センターや民生委員との連携による見守り体制の現状について、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

現在、市内20地区に民生委員、福祉委員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等により構成されます地域福祉ネットワーク委員会を組織いたしております。その委員会活動において、相互の連携強化を図るとともに、地域で見守りが必要と思われる高齢者等の情報を共有し、地域包括支援センターによる見守り活動につなげているところでございます。

○議長（城丸秀高）

3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

地域包括支援センターや民生委員等を中心とした見守り体制が整備されているとのことであり、地域における支え合いの仕組みは重要な役割を果たしていると認識しております。

その一方で、担い手不足や高齢化などで地域だけでは把握しきれていないことも多く、その多様な連携が必要であると考えます。特に、日常的に高齢者と接する民間事業者などの協力が重要な取組であると考えますが、この民間事業者との見守り協定の締結状況と成果について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

本市におきましては、高齢者等が地域で安心して生活できるようにすることを目的といたしまして、民間事業者の日常業務の範囲内において高齢者等の異変を察知したときに市へ通報等を行っていただく、「ひとり暮らし高齢者等の見守り活動」を実施いたしており、現在、37事業所と協定を締結いたしております。

令和7年度につきましては、協定を締結しています民間事業者が訪問した際に異変に気づき、

民生委員や自治会長経由で親族の方に連絡をして事なきを得た、また、ポストに新聞を投函する際に自宅で倒れている方を発見して警察に連絡したなどの通報を受けておりまして、高齢者等の見守りに寄与できているものと考えております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

今後、孤独死防止に向けた取組をどのように強化していくのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

孤独死防止に向けた取組に関しましては、亡くなった後の発見ではなく、孤立そのものを防ぐことを重視し、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めることが重要だと考えております。

また、高齢者のみの問題ではなく、ひきこもり状態にある方や生活困窮者等、あらゆる世代に共通する課題でもありますことから、制度分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を越えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を越えてつながることで、暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指していくための取組をより一層強化していく必要があると考えております。

まず第一歩目といたしまして、孤独・孤立に関する相談窓口の周知を行い、悩みを抱える方々が相談しやすい環境の整備が必要だと考えております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

特にこの相談窓口の周知という部分では、これが一番大事ではないかと思います。特に、どこに相談していいかわからないという部分が、高齢者の方々からの能動的な行動がそこから始まると思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

今後はこうした取組を一層強化し、孤独や孤立に陥る前の段階で支援につなげていく予防的支援の視点がより重要だと思います。誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けた積極的な取組をお願い申し上げます。

次に、高齢者の身元保証人問題への対応についてですが、医療機関への入院や介護施設への入所に際し、身元保証人がいないことを理由に不安を抱える方やその相談をされることもあるのではないかと考えますが、本市の状況について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

厚生労働省が身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、または身寄りのない高齢者を介護施設等で受け入れるときの主なポイントを取りまとめて公表しておるところであり、医療機関や介護施設への入院・入所に際しまして身元保証人がいないことによる相談につきましては、市のほうへの相談はあっておりません。

しかしながら、身寄りのない当事者が認知症や高次機能障がい等によりご本人の意思確認ができない状態にある場合につきましては、成年後見制度の市長申立てについての相談という形で市のほうへの相談がっており、近年、増加傾向にあると認識いたしております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

身元保証人がいないことのみを理由とした相談はない一方で、成年後見制度の市長申立てに関する相談は増加傾向にあるということですが、相談に至らないままサービス利用を断念しているケースも潜んでいるのではないかと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、身元保証人が確保できないことによってサービス利用が困難となった事例はございますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

本市における介護保険サービス、または高齢者福祉サービスにおきまして、そのような事例は把握いたしておりません。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、身元保証人問題について関係機関との協議や情報共有が行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、医療機関への入院等を機に身元保証人を確保できない、かつご本人の意思確認ができない状態にある場合におきましては、成年後見制度の市長申立てについての相談という形で市のほうへ相談がっております。

市の対応といたしましては、親族等による支援が得られないか調査を行い、身寄りがなく、または、いても支援が得られない場合につきましては、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用につなげておるところでございます。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

現行の対応については理解いたしました。しかしながら、今後は単身高齢者や身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、これまでの対応では難しいケースも増えていくことが予想をされるのではないかと思います。

また、身元保証人の問題は、医療や介護だけでなく入退院時の手続や死後事務など様々な課題が複合的に関わる問題でもあります。こうした状況を踏まえ、本市としても相談支援体制のさらなる充実が必要であると考えますが、今後の身元保証人に関する相談支援体制の充実について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

現在、市のほうへ身元保証人に関する相談があった場合につきましては、市や他の公的機関で該当するサービスがないことから、民間事業者が実施しています身元保証等のサービスについてご案内している状況でございます。

しかしながら、民間事業者が実施する身元保証等のサービスにつきましては、孤立した高齢者等を支える社会インフラとして期待されておる一方で、利用者の保護と事業の信頼性確保が大きな課題となっている状況と承知いたしており、国においても頼れる身寄りがなく高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援、円滑な入院等の手続支援、死後事務の支援を利用者の

うち一定割合以上に無料または低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置づけるなどの議論が行われておるところでございます。

市といたしましても、国で行われている議論の動向を注視し、市において対応可能な施策、連携可能な施策につきまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

次に、終活支援及び死後事務支援について、お尋ねいたします。近年、人生の最終段階をどのように迎えるか、自ら考え、備える終活への関心が高まっております。終活は自分自身の希望を整理するだけでなく、残された家族や周囲の方々の負担を軽減し、安心して人生を締めくくるための大切な取組であると考えます。

また、身寄りのない高齢者が増加する中、終活支援や死後事務支援は、今後、自治体に求められる重要な課題の一つであると考えます。そこでまず、本市には終活に関してどのような相談が寄せられているのか、その実態について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

終活に関する相談につきましては、件数としては多くありませんが、財産管理や相続問題のほか、自分の死後に家族に迷惑をかけたくない、また、どうなるのか不安などの相談はあっております。

○議長（城丸秀高）

3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

では、身寄りのない高齢者の葬儀や納骨、遺品整理等の相談にどのように対応しているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

身寄りのない高齢者の葬儀や納骨、遺品整理等の相談に関しましては、市が実施する事業での対応ができないことから、任意後見制度のご案内や、民間事業者が実施します死後事務委任契約等の身元保証サービスのご案内をしている状況でございます。

また、財産の整理や相続に関する相談につきましては、市が実施しています無料法律相談のご案内を行う場合もございます。

○議長（城丸秀高）

3 番 光根正宣議員。

○3 番（光根正宣）

答弁によりますと、市として直接対応はできないということで、民間サービスや無料法律相談などへご案内をされているということでございますが、こうした制度やサービスは本人の判断能力が十分あるうちに準備しておくことが重要でございます。いざというときになってからでは対応が難しい場合もございます。そのためには、元気なうちから自分の希望や必要な情報を整理し、家族など身近な方と共有しておくことが大切であると考えます。その有効な手段の一つがエンディングノートであると考えます。

お尋ねいたしますが、このエンディングノートの活用について、併せて、本市オリジナル版の作成について、市のお考えをお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

エンディングノートとは、自身に万が一のことが起きたときや人生の最後に備え、家族に伝えたい希望や重要な情報を書き留めておくノートでございまして、記載する内容に決まりはございませんが、判断能力が低下した後の医療・介護に関する希望や、自身の死後、家族が困らないように、所有している財産や口座を開設している金融機関の情報、葬儀などに関する希望などを書き留めておくものとなっております。

実際、独自のエンディングノートを作成して配布している自治体もございますけれども、飯塚市におきましては、独自のエンディングノートといったものは作成いたしておりません。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本市独自のエンディングノートは作成していないということでございましたので、今後、作成していただきますよう要望いたします。これを本市として作成しましたとPRすることによって、また周知も徹底されていくんじゃないかと思います。

このエンディングノートは、自分の思いや希望を整理する上で大変有効な手段でございしますが、それを書くだけで終わるものではございません。大切なのは、その内容を家族や信頼できる方、さらには医療・介護関係者と共有し、本人の意思が尊重されることだと考えます。こうした考えから、国においては「人生会議」というものを推進しております。

では、この「人生会議」はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

人生会議とは、本人が将来病気や加齢等により意思表示が困難となった場合に備え、あらかじめ医療・介護に関する希望や意向を本人、家族及び医療・介護関係者の間で共有し、適切な意思決定を行うための話し合いを指すものでございます。人生会議は、本人の希望に沿った医療・ケアを実現するとともに、家族の負担軽減や医療従事者の適切な対応に資するものであり、健康なうちから開始し、必要に応じて内容を見直していくものとなっております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この人生会議という言葉自体を知らない方も多くおられるかと思いますが。必要性を感じていても、いつ、どのように話し合いを始めればよいのか分からないという方も少なくないのではないのでしょうか。せっかくの大切な取組を市民に広く知っていただき、ご理解を深めていただかなければ、その効果も十分に発揮することはできないと思います。

本市において、この人生会議の普及啓発についてどのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

人生会議の普及啓発につきましては、飯塚市・嘉麻市・桂川町による定住自立圏事業として実施いたしております。地域包括ケア拠点業務において、年1回の住民講座として2市1町の持ち回りで開催いたしております。

実績といたしましては、令和５年度に飯塚市で、「認知症があっても自分らしく。住み慣れた場所で暮らす。～元気なうちからみんなで考えよう～」をテーマに開催し、１１９名の参加があります。令和６年度には桂川町で、「思い入れが深い場所で最後まで住み続けるためには～みんなで人生会議を学ぼう～」をテーマに開催し、８２名の参加。令和７年度につきましては、嘉麻市におきまして、「ＡＬＰから始める自分らしい終活～価値観に沿った手続きと医療・介護の選び方～」をテーマに開催し、１５１名の参加となっております。

○議長（城丸秀高）

３番 光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

では、終活セミナー等の開催についてどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

福祉部門としての開催をいたしておりませんが、地域の交流センター講座において、終活に関連してエンディングノートの書き方や遺言相談などが開催されているところでございます。

○議長（城丸秀高）

３番 光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

人生会議や終活は本人の意思を尊重し、自分らしい人生の最終段階を迎えるための大切な取組でございますが、それだけでは解決できない課題もあるのではないかと思います。特に身寄りのない高齢者や単身高齢者にとっては、亡くなった後の葬儀や納骨、遺品整理、各種契約の解約など、いわゆる死後事務を誰が担うのかという現実的な問題が残されております。

そこでお尋ねいたしますけれども、この死後事務支援について、市としてどのような課題があると認識されているのでしょうか。

また、死後事務である遺体引取り、葬儀、埋葬、住宅撤去、遺品整理、公共料金の支払い、保険等の手続などは、通常、家族が行いますが、身寄りのない方の対応はどのような対応なのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

死後事務支援につきましては、高齢者ご本人が民間事業者と契約する身元保証等のサービスがございます。民間事業者のサービスは、孤立した高齢者等を支える社会インフラとして期待されている一方で、利用者の保護と事業の信頼性確保が大きな課題となっている状況であると承知いたしております。国においても、頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設の議論が行われております。

なお、身寄りがない高齢者等が死亡した場合において、火葬を行う親族等がない場合につきましては、市が行うこととされており、現在、警察や医療機関等からの情報提供により随時対応いたしておりますが、お亡くなりになられた方の住宅撤去、遺品整理や公共料金の支払い、保険等の手続などにつきましては、市として対応は行っておりません。

○議長（城丸秀高）

３番 光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

では、今後の対策等についてお聞きいたします。国の重層的支援体制整備事業である、いづか福祉まるごとサポート事業を昨年、令和７年４月から本格実施しておりますけれども、この事

業は生きている間の生活課題への包括的な支援であると理解しておりますが、身寄りのない高齢者支援をどのように位置づけておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

いづか福祉まるごとサポート事業につきましては、年齢、性別、身寄りの有無を問わず、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものでございます。したがって、こども、高齢、障がい、困窮の各分野における支援機関、自治会、民生委員、または医療機関等から身寄りのない高齢者が生活に困っているなどの情報が寄せられた際には、既存事業を紹介することにより、解決できる案件であれば当該既存事業を紹介し、重層事業を活用する必要性が生じた際には、関係する部署等が自宅訪問等を行い、高齢サロンなど、地域における既存事業の活用などを提案しながら、必要な支援を届けることといたしております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

いづか福祉まるごとサポート事業におきまして、身寄りのない高齢者についても既存の制度や地域資源を活用しながら必要な支援につなげていくとの考えは理解いたしました。

身寄りのない高齢者が抱える課題は生活支援だけではなく、入院時の身元保証、終活支援、成年後見制度、さらには死後事務支援まで多岐にわたります。

そのため、全国ではこうした課題を一体的に支援する仕組みづくりを進めている自治体も見られます。そこでお尋ねいたしますが、横須賀市のエンディングプランサポート事業や東京豊島区の終活支援事業について、本市ではどのように評価されているのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

横須賀市のエンディングプランサポート事業につきましては、事前に葬儀、納骨などに関する心配事を受け付け、協力葬儀社と共に支援プランを立てることで、ご本人の入院、入所、死亡などの局面ごとにあらかじめ指定された関係機関、協力事業者、知人の方々などに速やかに連絡し、連携して終活課題の円滑な解決に向けた支援を行うものでございます。

豊島区につきましても、終活情報登録事業を実施しており、ご本人の緊急連絡先など、終活関連情報をあらかじめ区に登録し、ご本人が病気・事故等で意思表示ができなくなったとき、または死亡したときに、警察、消防、医療機関、福祉事務所及びあらかじめ照会可能なものとして登録された方からの照会に基づきまして、区が登録情報を開示する事業となっております。

横須賀市、豊島区の事例は、いずれも行政が主体となり、終活支援を包括的に進めるモデル事例として、全国の自治体における先進的な取組の一例として参考になるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本市にとっても参考となる取組であると認識をお示しいただきました。

私もこれらの取組は、身元保証相談、終活支援、成年後見制度、人生会議、そして死後事務支援まで切れ目なくつなぐ仕組みとして、大変意義のあるモデルであると考えます。

そして、今、先ほどの答弁の中にもございますけれども、国におきましても頼れる身寄りのない高齢者等への支援を強化するため、社会福祉法の改正が進められております。改正案ではこれまでの福祉サービス利用援助事業を拡充し、日常生活支援、入院・入所時の手続支援、さらには死

後事務支援までを含めた新たな第二種社会福祉事業として位置づけることが盛り込まれております。これは身寄りのない高齢者への支援を個別の制度ではなく、包括的な福祉サービスとして整備しようとするものであり、まさに全国的な制度改革の方向性が示されたものと言えます。

飯塚市においてもいづか福祉まるごとサポート事業が本格的にスタートした今だからこそ、この国の制度改革の動きを見据えながら、地域の実情に合った支援体制を先行的に構築していくことが重要ではないでしょうか。

そこで、最後に市長にお尋ねいたします。身元保証相談、終活支援、成年後見制度との連携、そして死後事務支援までを一体的に行う飯塚市版エンディングサポート事業の検討について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

身元保証、終活支援、成年後見制度との連携、死後事務等の一体的な支援につきましては、単身高齢者や身寄りのない方の増加が見込まれる中、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活し、人生の最終段階を迎えるための支援策として重要な課題であると認識いたしております。

ご提案の飯塚市版エンディングサポート事業につきましては、国において身寄りのない高齢者に対する支援を社会福祉法に規定することが議論されており、国の動向を注視するとともに、先進自治体の取組事例や、事業効果、運営手法、財源確保の在り方など調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

身寄りのない高齢者の問題は、今後、ますます深刻化していくことが予想されます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最終段階を迎えても不安を抱えることがないように、総合的に支える仕組みづくりを進めていただくことを要望いたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。15番 赤尾嘉則議員に発言を許します。15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

いつか会の赤尾です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

令和5年9月に当時所属しておりました総務委員会で所管事務調査をさせてもらって以来、何度かこの質問をさせていただいていますので重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

「旧立岩交流センター跡地について」です。まず、旧立岩交流センター跡地について、売却までの経緯、概要についてお伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

旧立岩交流センター跡地の売却に至った経緯について、ご説明いたします。本施設は、平成29年7月に策定いたしました公共施設等のあり方に関する第3次実施計画におきまして、跡地・跡施設の有効活用として、民間譲渡の方針を決定しておりました。

売却に当たりましては地域住民の関心が高い交流センター跡地であることから、公募型プロポーザル方式を採用し、応募条件といたしまして、令和元年に新飯塚商店街を対象として実施しましたアンケート結果において、立岩交流センター跡地については、住居機能を含む商業店舗がよいという地域住民のご意見を踏まえ、建築物には地域の利便性を向上させる生活利便施設を設けることといたしております。

なお、事業を確実に履行させるため、事業完了期限を所有権移転の日から起算して5年以内と定め、この期間内に事業が完了しない場合は、市が売買物件を買い戻すことができる買戻し特約を設定しております。

また、売却予定最低価格につきましては、土地価格から建物等の解体除去費用を控除して算出した価格として400万円と設定しております。

次に、売却の流れといたしましては、令和5年4月10日から6月9日まで応募申込みを受け付け、その後、令和5年6月5日から7月7日まで土地利用計画書等の提出を受け付けております。

応募状況といたしましては、4件の応募申込みがありましたが、うち3件は土地利用計画書の提出がございませんでした。令和5年8月23日に事業者選定委員会を開催し、1次審査、2次審査を実施した結果、株式会社コスモを売却相手方として選定し、契約金額400万円で、令和5年9月1日付で売買契約を締結しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

ただいまの答弁に売却予定最低価格を400万円とありましたが、その金額はどのように決定したのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

不動産鑑定評価を行いましたところ、土地価格が888万2千346円、建物等取壊費用が1億1880万円、差引きでマイナス299万7千653円という評価を踏まえ、測量及び鑑定費用に係る諸経費等を加味し、売却予定最低価格を400万円と決定しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

ちょっと参考までに、本庁舎第2駐車場跡地の売却予定最低価格は幾らでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

本庁舎第2駐車場跡地につきましても不動産鑑定評価を行いまして、売却予定最低価格を852万6千400円としておりました。こちらは解体すべき建築物はありませんでしたので更地価格での算出となっております。

旧立岩交流センター跡地と同様に公募型プロポーザル方式により公募したところ、4件の応募申込みがあり、うち3件から土地利用計画書等の提出がっております。令和6年12月20日

に事業者選定委員会を開催し、1次審査、2次審査を実施した結果、株式会社シフトライフを売却相手方として選定し、契約金額2億240万円で、令和7年1月17日付で売買契約を締結しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

旧立岩交流センターは4者からの応募があったが、うち3者は土地利用計画書の提出がなされず、実質1者を審査したという答弁ですが、3者に対する土地利用計画書を提出されなかった辞退理由の聞き取り調査は実施したのかどうか。されたのであれば、内容についてもご答弁ください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

応募申込み後に土地利用計画書が提出されなかった3件につきまして、それぞれ辞退届が提出されております。その辞退の理由としては、生活利便施設を併設しての事業計画は制約が多く希望どおりに計画ができない。また、現在の市況に対応できない。次に、当社の事業計画が成り立たない。建設費が最近の円安、建設資材の再高騰を受け、想定金額を大幅に上回る見込みとなり、事業の実施が困難と判断したといった記載でございます。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

本庁舎第2駐車場跡地の公募結果を見ても複数の事業者が入札に参加し、事業者間での競争原理が働いた場合、不動産鑑定評価額の2倍程度の価格で売却できた可能性があったと考えられます。当時、一旦公募を中止し、内容の見直し等を行った後に再度公募を行うという選択肢は考えなかったのでしょうか。

また、公募型プロポーザル方式において1者応札を認めていることに起因する問題だと考えますが、市の見解をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

旧立岩交流センターに係る公共施設跡地売却実施要領は、学識経験者2名、地元のまちづくり協議会から推薦いただきました代表者3名、市職員2名の計7名で構成します公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会においてご審議いただいております。地域の方に委員として参画していただくことで地域の意見を反映した内容となっております。

委員会の審査は、1次審査を土地利用計画書の審査、2次審査を価格の審査とし、その合計点が最も高い応募者を売却相手方として選定すること、また、応募者が1者の場合であっても1次審査及び2次審査を実施することを規定しておりました。

事業者は実施要領に沿った形で土地利用計画書を作成して提出し、委員会は審査項目に基づいてこれを採点しました結果、選定に至っております。

議員がおっしゃられますように、複数事業者の競争により入札価格がせり上がれば市の財政にも寄与するものとは考えますが、本件に限らず市有地の売却に当たりましては地方自治法の規定に基づいて適正な対価で売却するものであり、応札者が1者であっても問題はないと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

ちょっと答弁がかみ合わない部分あるんですけど、地方自治法の規定に基づいて売却予定最低価格を設定しているので、その金額で売却しても市民にも事業者にも損失を与えないと。よって、1者応札は問題ないとの答弁でしょうが、私の質問の趣旨はそうではなくて、適法であつても適切でしたかと聞いております。競争が成立しなければ提案競争や価格競争が見込めない。そのような状況で、よりよい提案や市民利益の最大化が図れますかと尋ねたのですが、答弁できますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

質問の趣旨もご理解いたすところでございますが、実施要領等も審査委員会の中で審査いたしまして、審査自体も選定委員会の中で行っております。先ほど申し上げましたとおり、地方自治法の規定に基づいて適正な対価で売却するものであり、応札者が1者であっても問題ないと市のほうは考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

この利益は、仕事するに当たって、市民側を向いているのか、事業者側を向いているのか、どこの利益を追求するのかというところだろうと、これは後々追求していきますのでこの辺でやめときます。

次に、土地利用計画書について、本件で事業者から提出された土地利用計画書について質問させていただきます。まず、市有地の売却を行う上で、土地利用計画書の持つ役割とその意義についてご説明ください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業者選定委員会におきまして提出された土地利用計画書に基づき、1次審査を実施しております。事業者によるプレゼンテーションを実施しておりませんので、選定委員は土地利用計画書の内容のみで1次審査の採点を行っております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

それもちょっと答弁が食い違うんですよ。そういう答弁を求めているんですよ。

土地利用計画書は単なる添付資料ではないでしょう、参考資料程度のものでもないでしょう。面談を行わない、プレゼンも実施しない状況で事業者と提案内容を評価する唯一の資料であり、事業者選定の根幹をなす極めて重要な資料ではないのですかと聞いているんですけど。本市としても市民共有の大事な財産を誰に託すのか、それを判断するための重要な意思決定資料ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

ただいま議員がおっしゃいました、重要な書類、役割を持つ物、この土地利用計画書はそのように私も思います。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

もちろんそうじゃないと困るんですけど、それを前提として、次に、土地利用計画書の概要について、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

土地利用計画書についてご説明いたします。選定された株式会社コスモの事業計画といたしましては、14階建てマンションを建設し、建物の1階部分に多目的広場、コーヒーショップを設置する事業計画となっております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

本件の土地利用計画書は、「1. 事業計画」、「2. 事業実績」、「3. 事業の実現性」、「4. 地域貢献」、「5. 参考資料」の5つの項目で構成され、項目ごとに審査がなされたと思いますが、まず「1. 事業計画」について質問いたします。

この中で、「可能な限りバリアフリー化を取り入れ若者から高齢者まで多様なライフスタイルに応じた住みやすく歩きやすい環境も作り上げ、多様な都市活動が営まれ、にぎわいと活力が感じられるゾーンを目指します。」とありますが、具体的にはどのような提案がなされたのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

ただいま質問議員が読み上げられましたとおり、事業者が提出しました土地利用計画書のうち、事業計画におきまして、「可能な限りバリアフリー化を取り入れ若者から高齢者まで多様なライフスタイルに応じた住みやすく歩きやすい環境を作り上げ、多様な都市活動が営まれ、にぎわいと活力が感じられるゾーンを目指します」との記載がありますが、これ以外に具体的な提案はあっておりません。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

何をするのかというのが全然分からない。具体的な提案がなかったのなら確認したらいいんじゃないかなと思うんですね。先ほども申しましたが、事業内容を評価する唯一の資料に記載されている提案内容なんです。しかも、最も重要な軸となる事業計画に関する提案です。この地域にとってよい効果をもたらすのかどうか、実現可能か困難かを審査されたと思います。具体的な手法が不明で審査できるのでしょうか。私は、当然、確認すべきであったと指摘しておきます。

次に、「2. 事業実績」について、「当社は主に不動産売買並びに仲介業です。」、「したがって、今回求められている同規模の開発物件等は非常に少ないです。」とありますが、本件で本市が事業者に求めた事業実績とはどのような内容だったのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業実績の審査内容でございますが、提案内容に類似した事業実績としまして、過去10年間、

平成25年度以降において提案内容と同種類・同規模以上の実績を有しているかとし、この審査項目の配点を10点としまして、得点につきましては、応募者が提案する事業と同種類・同規模の実績が5件以上ある場合を10点、3件以上ある場合を8点、1件以上ある場合を6点、同種類・同規模の実績はないが同種類の実績はある場合を4点、同種類・同規模の実績がない場合を2点とすることを、事業者選定委員会において決定しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

事業実績を求めているのに、事業の実績がないのに2点加点するというそこもよく分かりませんが、事業実績の説明文において、実績がないことを事業者自ら明かされておられるようですが、本市が事業実績を審査する上で、何を審査し、何をどう評価したのか、ご説明ください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほど申しました基準に基づきまして、選定委員がそれぞれ事業実績の得点をつけ、事業者選定委員会における評価につきましては、委員7名で70点満点中20点となっております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

事業者が自ら認めておりますし、私も土地利用計画書から審査するならば、同種類・同規模の実績がないと評価いたします。すなわち、私が点数をつけるならば2点です。選定委員の方々もほぼ同じ評価のために20点という低い評価点になったと思いますが、当時の審査が厳正に執行されていたならば、この項目の合計点数は20点ではなく14点です。

次に、事業実績が不透明で信頼性に乏しいと判断せざるを得ませんが、これは飯塚市公共施設跡地売却実施要領の中で、本市が応募者の資格として定めております欠格要件のうち、契約を締結する能力を有しない者に該当しないでしょうか。

また、既に売却相手方として決定し、売買契約を締結した場合、これについても記載がございますので、お示しください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

実施要領の応募者の資格において規定しております契約を締結する能力を有しない者につきましては、地方自治法施行例第167条の4第1項に基づくもので、具体的には、成年被後見人、被補佐人等の契約の締結を行うための行為能力を制限されている者を指しておりまして、本件事業者はこれには該当いたしません。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

そのとおりここに書けばいいと思うんですよね、契約を締結する能力を有しない者とかじゃなくて。ほかのところは具体的に書いてあります。

次に、「3. 事業の実現性」についてお尋ねします。冒頭で、「本来の当社の事業とはやや横道かなとは思いますが」と記載がありますが、本市はこれをどのような意味と認識しているのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業者がなぜこのように記載したのか、その趣旨ははかりかねますが、事業者選定委員会における評価につきましては、事業の実現性は委員7名で140点満点中84点となっております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

私は「本来の事業からずれているが経験はない」というようなニュアンスで受け止めました。評価点84点は必ずしも高い点数とは言えませんが、この項目の選定委員の評価も低かったということが分かりますが、これも厳正な審査であったならばもっと低い評価点であったと考えます。

次に、「メイン銀行は福岡中央銀行須玖支店です。この物件の融資の内諾も得ています。工事の実現性には全く問題ありません。」とございます。当然のことながら、審査において、資金調達の裏づけはできていたのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

本庁舎第2駐車場跡地以降の公募におきましては、土地利用計画書提出の際に、融資証明書や残高証明書等の資金調達が確認できる資料の提出を義務づけるように見直しを行っておりますが、当時はそのような規定を設けておらず、事業者から提出された土地利用計画書の記載内容に基づいて評価しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

現在は見直しを行い、改善されているようですが、この当時、計画書の一文のみを信用し、資金調達の裏づけを行ったということは大変重大な事務手続上の落ち度であったと指摘しておきます。

次に、概算事業費の説明として、総事業費とマンションの販売価格から利益予想が算出されています。本市が400万円で売却した本物件で事業者は幾らの利益が捻出できると予測していますか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業者から提出されております土地利用計画書に利益予想の記載がございます。しかしながら、この場での私からの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

代わりにお答えしますが、事業費に含まれるのは、土地代金、解体工事費、マンションの建築費、マンション販売費などの諸経費等の合計が13億5500万円、分譲マンションの販売収入が17億7750万円、この差引きで利益予想4億2250万円と予測されています。令和5年当時の試算ですので、現在では異なる試算となるかもしれませんが、いずれにせよ莫大な利益を生む事業になると見込んでおられるようです。

続きまして、「4. 地域貢献」について質問いたします。この地域貢献の中の「波及効果」と

して、「当社としてはマンション1階にはコーヒーショップ（スターバックス、105.8平米、駐車場台数16台）の設置が一番向いているのではと思い、にぎわいもでき、夜間照明等も含めて明るくなり、地域の住民のみならず、周辺都市住民や観光客からも利用される魅力ある街中景観を劇的によみがえらせるものと思います。」とございます。ちまたでのスターバックス人気にあやかり、地域に需要や活性化を創出するという意味だと解釈しておりますが、当該地にスターバックスを誘致するとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業者から提出されました土地利用計画書におきまして、コーヒーショップに関する記載がありますが、この点につきましては、事業者選定委員会におきまして、委員から事業者に対する事前の質問がっております。この質問内容ですが、「コーヒーショップの具体的な事業者名があるが、なぜその事業者となっているのか」という質問に対しまして、「地元の方々を中心にヒアリングを行ったところ、コーヒーショップ系があるといいなという意見が多数あり、中でもその事業者が圧倒的に多かったことから水面下で交渉中ですが、もし落札したなら、以後は交渉になる」と回答しております、この回答は審査に先立って選定委員のほうに配付しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

それで、見事落札されたんですね。落札されて3年程度たちますが、スターバックスとの交渉結果の報告はあったでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

現時点ではあっておりません。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

次に、「解体工事、建築工事、その他関連工事（立体駐車場工事、エレベーター工事等）は必ず地元業者に発注いたします」との記述がございます。本市はこの履行確認をどのように行うのか、また、不履行の場合の措置についてもお示しください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、履行確認につきましては事業者からの報告に基づき、行うものと考えております。不履行の場合の措置ですが、もしやむを得ない理由により事業計画に変更が生じる場合には、事業者が事業計画変更承認申請書の提出を求め、市として承認の是非を判断することとなります。承認しない場合は買戻しを含めて検討することになりますので、顧問弁護士に相談しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

選定条件ですので、よろしくお願いいたします。

次に、同項目「（2）地域との協調」についてですが、「マンション1階全体のフロアスぺー

スを地域の方や近隣住民の方に利用していただきたいとの思いからコーヒーショップ」、ここでもまたスターバックスが出てきますね、「（スターバックス）以外のスペースを多目的広場（136.6平米）として行政との賃貸借交渉を経て提供させていただきたいと思います。」との記述がございます。本市としてどのような賃貸借契約を結び、どのようにして地域住民が利活用できるようにするのか、ご説明ください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

市と事業者の間でまだ具体的な交渉は行っておりません。賃貸借となると賃料等が発生しますし、地域のニーズも踏まえながら、今後、協議してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

これも選定条件ですのでよろしくお願いいたします。

同じく、地域との協調の提案で、事業者がマンション購入者に向けて自治会加入促進のチラシを定期的に配付するという提案がございます。本市はどのように関わっていくのか、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

その点につきましては自治会を所管するまちづくり推進課と連携しまして、今後、事業者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

これも選定条件ですので、よろしくお願いいたします。

また、「工事施工に当たり、近隣の皆様には騒音、粉じん等で迷惑をおかけしますので、少しばかりのことかもしれませんが20万円×5年＝100万円を地域に寄附させていただけたら幸いです。」とございます。まず、このような場合での金銭による寄附が適法であるのか、また、公募型プロポーザル方式での事業者提案という点において適切であるのか、市の見解をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業者が提出しました土地利用計画書におきまして、ただいま質問議員が読み上げられましたとおり記載がございます。地域団体が金銭による寄附を受けること自体は所定の手続を経れば、法令上、直ちに問題となるものではなく、また、現時点におきまして具体的な寄附の授受についての報告は受けておりません。

一方で、ご指摘のとおり、公募型プロポーザル方式の審査項目の中で金銭による寄附が提案され、これが評価の対象となり得たことにつきましては、選定の公平性・透明性の観点から適切とはいえない面があったものと認識いたしております。

今後、同様の公募を実施する際には、金銭的な要素が選定の公平性に影響を及ぼすことのないよう適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

これも提案で記載があるので選定条件になると思います。地域の方は一部このことを理解しているかもしれませんが、寄附自体に問題がなければ、寄附を受ける側の地域との調整や適正な手続の指導等のご対応をお願いいたします。

これまでの質問を通して、旧立岩交流センター跡地の売却方法、事業者の選定根拠等、多くの面で疑義が生じます。事業の実現も不安視せざるを得ませんし、土地利用計画書での提案内容と実施内容の不一致が生じれば、市民の反感を買うおそれも出てきてまいります。

事業者選定に当たっては、土地利用計画書に基づき、事業者選定委員会で評価がなされたと思いますが、何をどのように評価して選定に至ったのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

事業者選定委員会におきまして1次審査の審査項目及び配点は、「事業計画」10点、「事業実績」10点、「事業の実現性」20点、「地域貢献」として「波及効果」30点及び「地域との協調」30点として、合計で100点とし、得点が委員7名の配点合計で700点のうち6割以上の応募者を1次審査通過者と規定し、2次審査は応募者のうち価格が最高である者を第1位として、価格点の満点である20点を付与することとしておりました。

1次審査における事業者の得点につきましては、「事業計画」が70点満点中52点、「事業実績」が70点満点中20点、「事業の実現性」が140点満点中84点、「地域貢献」における「波及効果」が210点満点中138点、「地域との協調」が210点の満点中132点で、合計700点満点中426点となっております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

1次審査における委員7名の各持ち点が100点ずつであり、合計700点が満点ということですね。満点である700点の6割が審査通過ラインになるということは、420点が通過ラインになります。答弁であったように、本件での1次審査の点数は426点であったということですから、通過ラインを僅か6点上回ったのみということだと思います。先ほど指摘した事業実績のところを厳格にいうと6点下がりますので、厳格に行われていたならば、総合点数でも審査通過ラインに到達しなかったんじゃないかと思いますが。

ここで疑問が生じるのですが、なぜ項目ごとに審査しているにもかかわらず、合計点で評価するのかという点です。本件での項目ごとの得点についてもご答弁いただきましたが、事業実績、事業の実現性の点数が著しく低くなっており、私が、今、問題提起している点を当時から事業者選定委員会も問題視していたということにはならないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども答弁しましたとおり、実施要領においては1次審査の得点の合計点が6割以上の応募者を1次審査通過者と規定したものでございます。審査項目ごとの特定の基準に関する規定は特に設定しておりませんでした。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

規定があるから、規定をつくっているから問題ないという答弁だと思いますが、1次審査の評価方法は改善が必要です。項目ごとの配点についても根拠が不明確であり、見直しが必要だと思いますが、まずは、採点結果の6割を項目ごとの通過基準点として設定すれば、審査項目を一定水準満たしたバランスのよい最適な事業者選定となるため、問題解決につながると考えますが、採用していただけないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

まず、各項目の配点につきましては、事業者選定委員会で協議して決定したものとなっております。審査項目ごとの通過基準点を設定することは可能でございますが、1次審査通過のハードルが上がることで売却できずに、跡施設がそのまま残り続けることも想定されますので、この点については慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

言われている事情はよく理解しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、本件の売買契約について質問いたします。まず、売買契約の内容について伺いたします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長

○行政経営部長（福田憲一）

本物件の売買契約における特徴的な条項といたしまして、事業完了期限を所有権移転の日から起算して5年以内と定め、この期間内に事業計画に基づく事業を完了しなければならないこととし、事業が完了しない場合は、市が売買物件を買い戻すことができる買戻し特約を設定しております。また、応募条件に建築物には地域の利便性を向上させる生活利便施設を設けることとしておりましたことから、その旨を売買契約においてもうたっております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

市は何をもって本事業を完了と判断するのか、お示してください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

ここでいう事業の完了とは、建築物の建築完了として建築基準法に基づく検査済証などにより確認するよう考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

要望になりますが、建築完了後の建物表題登記を行うことで事業完了とし、確認を行うことは可能でしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほど申しました検査済証が発行された後に、今、議員が言われた表記のものとのタイムラグ

がちよつとありますので、その辺は検討いたしたいと思います。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

建築確認申請書は一般に公開されるものではありませんが、内容がほぼ同様の建築計画概要書は一般公開されております。その中で、本件のマンション建築における建築主として株式会社コスモと株式会社シフトライフの記載がございました。本事業は単独事業者で進めていく計画でしたが、共同事業者として進めていくという計画に変更されたのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

令和7年7月17日に株式会社コスモの武内代表取締役が来庁されまして、財産活用課職員との面談において、本庁舎第2駐車場跡地を購入した株式会社シフトライフの協力を得て事業を進めていくとの説明があつております。

このような事業の進め方に問題がないのかということに対して、顧問弁護士に相談しました。その中で、土地の所有権を全て移転して自らの事業計画を放棄するような場合は買戻しを実行することが考えられるが、事業者が事業計画を遂行しようとしており、契約違反とすることはできないとの回答を得ましたので、市としましては株式会社コスモが主体として事業を継続する限り、問題ないというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

問題ないと考えているという答弁ですが、現在の実態について、本市はどの程度把握しているのでしょうか。

まず、共同での事業とした理由はどのような内容だったのか、お尋ねします。また、このような場合での事務手続の流れをお示してください。それから、これまでの質疑で分かるように、本来の事業者は様々な面で信頼性に疑問が残る事業者です。顧問弁護士の回答のように、この事業者が事業計画を遂行しようとしているという裏づけがあるのでしょうか。

また、共同事業となり事業実施主体が不透明となりましたが、株式会社コスモが主体となって事業を継続しているということの証拠もお示してください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども答弁しましたとおり、株式会社シフトライフの協力を得て事業を進めていくとの説明を受けておりますが、市に対してこれまで提出されております文書等は全て株式会社コスモが発出しておりまして、具体的な協力内容については把握しておりません。

株式会社コスモに対しましては、契約に違反した場合には市が買戻しを行うことが考えられるため、事業を進めるに当たって適宜協議していただくよう伝えておりますし、その際は、顧問弁護士にも相談しながら事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員に申し上げます。個別業者名が挙がっておりますが、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますよう、よろしくお願いいたします。15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

今の実態を見たら分かると思うんです。工期が2転、3転、すごく遅れていると、ここに来て共同事業にすると。そもそも選定された事業者が事業を遂行する気があったのかと、そういう疑念が生まれてくるわけですよね。ただし、今の時点で把握ができていないということでしょうから、その裏づけが。ぜひ市民の信用を裏切らないよう厳格な対応をお願いいたします。

次に、旧立岩交流センター跡地の現在の状況について、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

旧立岩交流センター跡地の現状についてご説明をいたします。当初の事業計画では、令和5年10月から解体工事、昨年8月から本年12月までの本体工事を予定しておりましたが、令和6年6月に株式会社コスモより、「令和5年10月からとしていた解体の着工が令和6年2月からとなり、それに伴って以降の工程も遅れている」との報告を受けております。

令和6年9月に株式会社コスモより、隣接する下水道課所管の土地約164平方メートルについて払下げの要望があり、下水道課や隣接地居住者と協議しました結果、払下げは可能ということで、売買価格280万4058円で売却することといたしました。なお、この土地に設置しておりますリサイクル品回収のための拠点ボックスにつきましては、所有権移転後も引き続き設置するとのことで株式会社コスモと協議が整っております。

その後、この隣接地払下げに伴いまして、令和7年7月18日付で株式会社コスモより敷地の有効利活用によりマンションの販売競争力を高めるため、建物の配置等について変更を求める内容の土地利用事業計画変更承認申請書が提出されました。当初の土地利用中、事業計画に掲げた分譲マンションを建設し、多目的広場、コーヒースョップを設置するという計画については変わるのではなく、市において7月29日付で変更を承認しております。

また、その際、併せて変更後のスケジュールを早急に提出するよう依頼しましたところ、8月1日付で提出があり、その時点では、令和8年4月1日着工、令和9年9月末引渡しスケジュールとなっておりますが、現時点でまだ着工に至っておりません。

株式会社コスモに対しまして、再度、スケジュールの提出を求めています。相手方からは今月中に提出するとの回答を得ております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

私も建築計画概要書で建物計画図を拝見しましたが、配置や形状が当初の計画と全く異なっていることに大変驚きました。しかも、当初、建物1階部分に計画されておりました多目的広場とコーヒースョップが駐車場に変更されており、図面上では多目的広場もコーヒースョップも確認できませんでした。本市はただいまの答弁で、計画の大筋に変更がない理由から承認したとの説明がございましたが、何に基づいた事務手続なのか、また、承認決裁者は誰なのか、お答えください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

株式会社コスモから提出されました旧立岩交流センター土地利用事業計画変更承認申請書では、店舗部分はマンションから切り離して別途建築する計画となっておりますので、議員が入手された建築設計図はマンション部分の図面と推察いたしております。

株式会社コスモと締結しました不動産売買契約書の第4条第3項において、所有権移転の日から5年以内に事業計画に基づく事業を完了しなければならないことを定めておりますが、この事

業計画に基づく事業の変更については契約書に定めておりませんでしたので、事業計画変更承認申請書の提出を求めて、これを市長決裁により承認したものでございます。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

けれど、このプロポーザル土地利用計画書に添付されている建築計画図が審査対象として評価されたはずだと思われます。

建設されるマンションの販売競争力を高める理由で大幅な計画変更が安易に承認されたことは大変残念に思います。特に14階にもなる建物の配置が敷地北側から南側に変更される点は、地域住民の住環境、交通環境、交通事情に大きな影響を与えます。このような事例は、市民の利益より事業者の利益を優先したとの誤解を生む可能性もありますし、公募型プロポーザル方式の趣旨や事業者選定委員会での審査の正当性を疑われる事態となることも考えられますので、早急な制度の見直しを求めます。

建物の配置が変更されることについて、地元に説明は行ったのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

令和7年7月24日に財産活用課職員2名が新飯塚西自治会及び新飯塚東自治会の自治会長とそれぞれ市役所本庁で面会を行い、隣接地払下げに伴う建築物の配置変更及び拠点ボックスを引き続き設置することについて説明しております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

私が行った両自治会長への聞き取り調査では説明を受けておりません。再度、丁寧な説明を行ってください。

次に、現在、旧立岩交流センター跡地には本庁第2駐車場跡地に建築中のマンションのモデルルームが建築されています。この経緯について説明してください。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

令和7年9月12日に株式会社シフトライフの樋口代表取締役が来庁され、財産活用課職員と打合せを行った際に、国道を挟んだ株式会社コスモの土地を借用してデザインセンターを設置するが、設置期間は株式会社コスモがマンションを着工するまでの仮設であるとの説明を受けております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

なぜ、今言われた企業さんが来られるんですかね。本来ならば、売買相手方の企業が相談に来るべきだと思います。

売買契約書には第三者への関与などの規定はうたっていないとは思いますが、本市は問題ないと考えているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

買戻し特約があるものの土地の所有権は株式会社コスモに移転しております。マンションを建設するまでの仮設のことであり、事業計画に支障を来さない限りにおいて対応可能と考えておりますが、今後、事業計画の進捗状況を注視してまいりたいと思います。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

それではモデルルームの設置については地元に説明は行ったのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

地元への説明はまだ行っておりません。今月中に株式会社コスモから変更後のスケジュールが示される予定となっておりますので、それと合わせて自治会長のほうには説明を行いたいと思います。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

それでは跡地の今後についてお尋ねします。事業者からのスケジュール提示では2か月前に着工しているはずですが、現実にはまだ動いておりません。今月中には改めてスケジュールの提示がなされる予定とのことですが、中東情勢の影響で建築資材不足の報道もあっており、買戻し期限に間に合わない可能性も十分考えられます。その場合の対応についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども答弁いたしました但、売買契約におきましては、事業完了期限を所有権移転の日から起算して5年以内、すなわち、令和10年8月31日までと定めておりまして、この期間内に事業が完了しない場合は市が売買物件を買い戻すことができる買戻し特約を設定いたしております。

株式会社コスモから現時点で提出されているスケジュールでは既に予定から2か月以上遅れている状況にございまして、議員がご指摘のとおり、昨今の建設資材の供給の逼迫、労働力不足など、建設業界を取り巻く環境が厳しい中、市といたしましては、株式会社コスモに対して、実現可能なスケジュールの提出を求めている所存でございます。

仮に期限までに事業の完了が困難であることが判明した場合には、顧問弁護士に相談しながら、市が売買物件を買い戻すことも含めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

私は当初の事業者選定に疑義を感じており、その結果が現在の事態につながっているのではないかと感じています。

事業者の土地利用計画の実現性には疑義がありますし、当初からデベロッパーや開発会社との共同事業もいとわないとの条件を示していれば、地元の不動産事業者も参加できたかもしれません。下水道課所管の土地を契約後に払い下げたことも、後出しで不公平と感じております。

公募型プロポーザル方式を否定するものではございませんが、事業者選定において審査は厳正に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども申し上げましたように、本庁舎第2駐車場跡地以降の公募におきましては、土地利用計画書提出の際に融資証明書や残高証明書等の資金調達が確認できる資料の提出を義務づけるように見直しを行っております。

また、令和6年度に実施いたしました旧二瀬交流センター以降の事業者選定委員会につきましては、学識経験者として大学研究者2名に加えまして、宅地建物取引士及び中小企業診断士の資格を有する方を各1名選任し、地元のまちづくり協議会から推薦していただいた代表者2名、市職員1名、計7名の委員構成としております。今後も応募者の土地利用計画を適正に審査できるよう研究を重ね、公募内容に反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

15番 赤尾嘉則議員。

○15番（赤尾嘉則）

もう時間ですので最後にいたしますが、市有地は市民の大切な財産です。その市民共有の財産を処分するに当たり、適法であることだけでは足りません。公正性、透明性、競争性を確保するために、3つ提案しますので、ご検討をお願いします。

まず、市有地売却における1者応募案件の制度見直し、再公募制度の導入、提案内容履行確認制度の創設、これらを早急に導入し、市民利益を守る制度改革を推進していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。13番 石川華子議員に発言を許します。13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。本日は「選挙について」、質問いたします。

まず、本市の投票状況について確認します。過去の選挙における投票率、年代別の傾向、期日前投票の利用者数の推移、そして、無効票の状況について、お尋ねします。令和5年以降に実施された選挙の投票率について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

令和5年以降の投票率でございますが、令和5年4月の飯塚市議会議員一般選挙が50.78%、同年11月の飯塚市長選挙が37.52%、また、同時執行の飯塚市議会議員補欠選挙が37.5%、令和6年10月の衆議院議員総選挙が51.53%、令和7年3月の福岡県知事選挙が32.37%、同年7月の参議院議員通常選挙が55.11%、最後になりますが、令和8年2月の衆議院議員総選挙が53.78%となっております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

国政選挙と比べて、市長選挙や知事選挙、補欠選挙の投票率が低い傾向について、どのような要因があるとお考えでしょうか。把握されている範囲での認識について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

投票率の差につきましては、地方選挙より国政選挙のほうが１０ポイントから２０ポイント近く、高くなる傾向にあります。要因については様々あるかとは思いますが、国政選挙はテレビ等のメディアで大きく報道されるため、有権者の関心も高まる大きな要因と考えております。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

それでは、全体を通した年代別の傾向について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

年代別の投票率につきまして、直近の飯塚市長選挙で申し上げますと、１０代が２６．１５％、２０代が１７．５９％、３０代が２６．８６％、４０代が３４．３７％、５０代が４１．０９％、６０代が４７．６８％、７０代が５１．１６％、８０代以上が３５．１８％となっております、いずれの選挙についても同様の傾向にございますが、特に２０代が低く、４０代から高くなっていき、７０代でピーク、８０代以降になると下がっていくという傾向にございます。

ただし、近年行われました参議院議員と衆議院議員の選挙につきましては、２０代の投票率が、参議院議員で４２．１１％、衆議院議員で３３．６７％とほかの選挙より高い傾向となっております。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

年代別に差があることは分かりましたが、この要因はどのようなものが考えられますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

若い世代の方は仕事や家庭、子育てなどが忙しいものと考えられ、８０代以降は疾病等の身体的理由、あるいは交通手段の確保等の困難さが理由ではないかと考えております。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

参議院議員と衆議院議員の選挙について、２０代の投票率が高い傾向になった原因をどのように分析されていますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

特に、衆議院議員総選挙においては、インターネット等で取り上げられたことが、２０代の投票率に影響が大きかったものと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

分かりました。国政選挙において、20代の投票率が高まった要因として、インターネットなどで多く取り上げたことが影響したとのことでした。このことは、若年層は情報に触れる機会が増えることで、投票行動につながりやすいという点が示されたものと受け止めます。

一方で、地方選挙につきましては、国政選挙と比べて情報量や情報発信が少なく、若年層が候補者や争点に触れる機会が十分でないことが、投票率が伸びにくい要因の一つだと考えます。この情報へつながる差をどのように埋めていくかが、若者の政治や選挙への関心を高める上で重要であると考えます。

それでは次に、令和5年以降の期日前投票の利用者数の推移をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

令和5年以降の期日前投票の利用者数ですが、分かりにくいと思いますので、投票者数に対する期日前投票者数の割合も併せて申し上げます。

令和5年4月の飯塚市議会議員一般選挙が2万966人で40.08%、令和5年11月の飯塚市長選挙が1万4180人で36.53%、飯塚市議会議員補欠選挙が1万4173人で36.53%、令和6年10月の衆議院議員総選挙が2万4766人で46.42%、令和7年3月の福岡県知事選挙が1万4738人で44.37%、令和7年7月の参議院議員通常選挙が2万9145人で51.4%、令和8年2月の衆議院議員総選挙が3万2155人で58.2%となっており、期日前投票は増加傾向にあります。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

期日前投票者数が増加傾向にあるということですが、これはどのような要因があると考えられますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

平成15年に公職選挙法が改正されて、従来の不在者投票から投票手続が簡素化され、投票がスムーズに行えるようになったこと、また、これまでの周知等により、制度自体の認知度が大幅に向上したことが要因であると考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

よく、開票時に無効票と聞きますが、令和5年以降の選挙での無効票の状況はどのようなものか、また、どういったものが無効票となるのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

無効票に分類されるものは、いわゆる白紙のものや立候補者以外を記載したもの、記号等を記載したものなどが無効票に分類されます。また、無効票の数ですが、令和5年4月の飯塚市議会議員一般選挙では696票、令和5年11月の飯塚市長選挙では868票、飯塚市議会議員補欠

選挙では３１１７票、令和６年１０月の衆議院議員総選挙では３００３票、令和７年３月の福岡県知事選挙では４６０票、令和７年７月の参議院議員通常選挙では１３３６票、令和８年２月の衆議院議員総選挙では３１８３票となっております。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

無効票の数を伺いましたが、なぜ無効票数にかなりの差が生じるのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

投票が複数となる国政選挙では何も書いていない、いわゆる白票や、単に雑事などを記載した票が多くなっている傾向がございます。市長選挙での当日投票は、記号式投票を実施していることから無効票が少なくなっていると考えます。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

ご答弁いただきましたように、複数の選挙を同時に実施する場合には、投票が複数となるため何も書かれていない白票や「誰もいません」とか、「何々さん頑張って」といった雑事の記載による票が一定程度見られる傾向があるということですが、加えて、投票用紙が複数になることで記載誤りなどによる無効票も生じやすくなるのではないかと考えます。

一方で、市長選挙の当日投票は記号式投票であり、候補者名を記入する必要がないため、記載誤りによる無効票が少なくなるという特徴も確認できました。このように無効票の発生は、選挙方式や同時実施の有無によっても左右されるものであり、市民の意思がより正確に反映されるよう、投票環境の整備が重要であると考えます。

また、さきの質問で期日前投票の利用が増えているとのご説明でした。市民の皆さんが、より利用しやすい環境づくりが重要だと考えます。

そこで、期日前投票所の設置場所の見直しや、利便性向上の取組を踏まえた投票所の設置数と配置の考え方について、お尋ねします。現在の投票所数は、何か所ありますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

選挙当日の投票所は、現在４２か所でございます。

期日前投票につきましては、本庁と各支所に設置しますので、５か所となります。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○１３番（石川華子）

当日の投票所は４２か所ということですが、過去から比較すると、投票所の数は増えているのでしょうか、それとも減っているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

当日投票所の数につきましては、地元の要望や公共施設の統廃合などにより減少しております。

○議長（城丸秀高）

１３番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

それでは投票所を設置するに当たって何か基準はあるのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

当日投票所及び期日前投票所ともに飯塚市としての基準は持ち合わせておりませんが、総務省通知において、当日投票所については、投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル程度で、1つの投票区の選挙人がおおむね3千人程度などという考え方が示されておりますので、これらの考え方を参考としながら、有権者の利便性、地域の実情、施設の状況等を総合的に勘案して、投票所を設置しております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

当日の投票所は、自治会要望や公共施設の統廃合などにより減少しているとのことですが、投票所の設置について、本市として明確な基準を持っていないというご答弁でした。その場合、市民の利便性やアクセスの公平性をどのように確保していると認識されていますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

公共施設の統廃合等で当日投票所は減っておりますが、投票日当日は、高齢者等への投票所のアクセス支援として、タクシーを利用いただけるよう支援を行っております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

ご答弁では、公共施設の統廃合により当日投票所が減少している一方で、高齢者の方々へのアクセス支援としてタクシーの利用を支援しているとのことでした。こうした取組は必要な支援であると考えますが、しかしながら、利便性やアクセスの公平性という観点では、高齢者以外の若年層や働く世代、子育て世帯など、これまで投票に行きづらかった層に対して、どのように投票機会を確保していくかが今後の大きな課題であると考えます。特に若年層については、地方選挙の情報に触れにくいことや、生活動線と投票所が必ずしも一致していないことが投票行動につながりにくい要因として指摘されています。これは総務省の研究会報告書などにおいても、生活動線と投票所が一致していないことが、特に若年層の投票行動につながりにくい要因として示されております。

よく商業施設などに期日前投票所を設けている自治体の話を聞きますが、県内では何か所設置されているか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

商業施設などに設置された期日前投票所の数は、公表されていませんので正確には分かりかねますが、本年2月に執行された衆議院議員総選挙では、県内商業施設に11市区町村、12か所の期日前投票所が設置されたということは把握しております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

このように、県内でも商業施設を活用した期日前投票所の設置が広がっていることは、市民の利便性の向上や、投票機会を確保する上でも重要な動きであると思います。

次に、選挙費用についてお尋ねします。人件費、会場費、物品費、啓発費、期日前投票所の運営にかかる費用をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

選挙に要する費用ですが、前回の衆議院議員総選挙を例に申し上げますと、人件費、職員手当、立会人等の報酬を含みますが、これが253万7224円、会場借上費が13万6110円、必要な物品に係る購入費が128万108円となっております。

また、令和7年度の選挙啓発費につきましては、113万4050円となっております。

期日前投票所の運営に係る費用につきましては、全体で740万6685円となっております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

令和7年度の選挙啓発費が113万4050円ということですが、その内訳をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

選挙啓発費の内訳につきましては、二十歳を祝う会の記念品料に110万1100円、通信運搬費に2950円、飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会の負担金に3万円となっております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

先ほど伺った以外にも選挙のときには様々な経費がかかっていると思いますが、その財源負担はどのようなになっていますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

選挙の執行費は、当該選挙を実施する団体が負担することとなっており、国政選挙については国、地方選挙については都道府県または市町村が負担しております。

経費の支出については、一旦市が支出しますが、国政選挙に関しては国から、県知事及び県議会議員選挙に関しては福岡県から、選挙後にそれぞれ委託金が交付されます。

飯塚市長と飯塚市議会に関する選挙につきましては、市の一般財源で執行しております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

選挙の状況を聞いてまいりましたが、これまでの状況を踏まえて選挙管理委員会としてどのような課題があると認識されているのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

課題でございますが、やはり低迷する投票率の向上が喫緊の課題ではないかと認識しております。

す。とりわけ20代を中心とした若年層の投票率向上を重視しなければならないと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

若年層の投票率向上を重視するというご認識は、私も全く同じ問題意識を持っております。その上で、若年層が投票に向かうためには、投票環境の利便性を高める取組と政治や選挙に関心を持つきっかけをつくる取組の両面が必要と考えます。

それでは次に、投票環境の改善について伺います。現在、飯塚市では条例に基づき、市長選挙において記号式投票を実施されていますが、記述式に比べ無効票の減少が期待できると考えております。同じく無効票の減少が期待できるものとして、電子投票があると思いますが、これを導入することの効果など利点、課題など懸念される点、さらには導入することは考えておられるか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

電子投票の利点としましては、無効票の減少が期待できること、開票時間の大幅な迅速化が図られ、職員の負担軽減につながる事が挙げられます。

次に、課題としましては、現在の法体制では国政選挙では実施できず、地方選挙のみとなるため、仮に導入した場合は電子投票を行う選挙と従来からの投票用紙による投票が選挙ごとに異なるため、有権者が混乱してしまうこと、また、紙での投票ではないことから、有権者が自分の投票が正しく記録されたかを直接確認しにくいこと、また、突然のシステム障害により投票自体ができなくなることなどが考えられます。

国内でも実施事例はさほど多くはなく、九州においても、宮崎県新富町が町議の補欠選挙で実施した1例のみとなっており、導入、維持コストも非常に高額であるとのことから、現時点では導入は難しいものと考えており、導入については、慎重に調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

電子投票につきましては、導入にはまだまだ課題が多く、国内の実施例も限られているということから、制度面や技術面で慎重な検討が必要であるというご答弁でした。

私も現時点では、無理に導入を急ぐより、まずは安全性や信頼性を十分に見極めることが重要であると考えております。

一方で、市民の皆さんが実際に投票しやすい環境づくりは、より早く取り組むべき課題です。

それでは次に、期日前投票所の利便性向上について、お尋ねします。期日前投票所開設に当たり、立会人の方なども含め何名の職員の方が必要か、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

期日前投票所の職員配置については、名簿照合係や投票用紙の交付係、記録係、場内外の整理係などを配置する必要があり、投票管理者、立会人の方を含め、1投票所当たり10名程度の配置が必要となります。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

先ほどの答弁で、県内の商業施設に12か所の期日前投票所が設置されたということでした。このような取組は、多くの市民の目に留まりますし、選挙啓発や投票率の向上につながると考えます。また、買物ついでに投票ができるという選挙の利便性向上にも大きく寄与するものと考えています。確かに期日前投票所の開設に当たっては、10名程度の方が必要ということでしたし、専用回線の設置等も必要になってくるというのは承知しております。しかし、市民が投票しやすい環境を整えることは、選挙管理委員会として重要な役割であると考えます。

本市として、商業施設への期日前投票所の設置について、今後どのように検討されるお考えか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

市民が多く集まります商業施設等に期日前投票所の増設を図ることは、有権者の利便性を高め、より投票しやすい環境を整備することになり、投票率の向上につながる可能性があるものと考えておりますが、県内の先進地におきまして、商業施設内での期日前投票の取組を実施した結果、最終的な全体の投票率の向上までには至っていないという現状もございますことから、選挙管理委員会としましては、このような状況を踏まえた上で期日前投票所の在り方について、検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

商業施設での期日前投票所の設置は、市民の利便性向上や選挙啓発の面で一定の効果が期待できる一方、全体の投票率の向上に直結しない現状があるとのことでした。

ですが、特に若年層や子育て世帯などこれまで投票に行きにくかった層に対しては、利便性の向上が投票行動につながる可能性があると考えます。そのため、単に期日前投票所の在り方を検討するという段階にとどまらず、どの層にどのような効果が見込まれるのか、また、商業施設での設置が本市の投票環境の改善にどの程度寄与するのかといった具体的な検討項目を明確にした上で、議論を進めていただく必要があると考えます。

若年層の投票率向上が喫緊の課題であるところのご認識を踏まえれば、生活動線上で投票できる環境整備は、検討すべき重要な選択肢の一つであると考えます。本市として、商業施設での期日前投票所の設置を若年層の投票率向上に資する具体的施策として位置づけることも検討すべきではないでしょうか。

そこで次に、若年層の投票率向上に向けた取組について、お尋ねします。先ほどの投票率でも伺いましたが、20代が特に低いということですので、若年層に対する啓発が必要だと私も考えます。

そこで、若年層の方に対しての選挙に関する啓発はどのような活動を行っているのか、伺います。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

啓発につきましては、広報紙やホームページ等での周知、市内の小中学校や高校での出前授業、二十歳を祝う会で参加者向けのリーフレット等の配付などを実施し、選挙制度の周知や投票参加の呼びかけを行っております。

また、主権者としての自覚を促す取組として、学校からの依頼に応じた選挙物品の貸出しを行い、生徒会用の選挙の際に実際の投票箱や記載台を使用して模擬投票を行っていただいております。

さらに、小学校の市役所庁舎見学の際には、議会事務局にご協力いただいて、議場において市議会の役割や選挙の仕組みを説明するなど、選挙への関心を高めていただけるような取組を行っております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

広報紙やホームページでの周知、学校での出前授業、二十歳を祝う会でのリーフレット配付、模擬投票の実施、さらには、市役所見学を通じた議会や選挙制度の説明など、現在取り組まれている啓発活動についてのご説明、ありがとうございました。これらの取組は、選挙制度の理解を深め、投票参加を促す上で大変重要なものと考えます。

ほかの団体が行う事業に対して、共催や後援といったものは実施されていますか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

後援や共催につきましては、選挙啓発に関するもので、明るい選挙推進の趣旨に合致する事業について、共催・後援を行うこととしております。

先ほど申し上げました出前授業につきましても、学校が行います主権者教育との共催ですし、公益財団法人明るい選挙推進協議会が実施しております啓発標語・ポスター募集もごございます。

その他、選挙や政治について自主学習を行う「飯塚市まちの政治をみつめよう学級」主催の講演会が令和8年6月27日に行われますが、この講演会も後援という立場で参画いたしております。令和5年度には、男女共同参画事業のサンクスフォーラムにも後援として参画しております。

今後もこのような機会を捉え、投票率向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

令和8年6月27日には、「飯塚市まちの政治をみつめよう学級」の講演会が予定されているとのことですが、内容をお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

この講演会については、主権者意識の醸成を目的としておりまして、一般市民の方向けに政治を身近なものとして捉えていただけるような内容としております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

若年層の投票率向上が喫緊の課題であるところのご認識を踏まえれば、市民がまちの課題や将来像について考える機会を設けることは、政治や選挙への関心を高める上でも、大変意義のある取組です。特に若い世代にとって、まちづくりに関する話題に触れ、自分たちの生活と政治が繋がっていることを実感できる場は貴重であり、こうした機会が積み重なることで投票行動にもつながっていくものと思います。

様々な啓発を行っているとのことですが、市民の政治参加の促進という観点で立会人の公募を

行っていると思いますけれども、現在も行っているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

立会人の公募につきましては、市民に政治や選挙への関心を持ってもらい、選挙を身近に感じてもらうことを目的に、期日前投票所の立会人を、ホームページを通して広く募集しております。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

その公募には学生の方など、若い方の申込みはあるのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐伯哲郎）

市内大学のほうにも依頼したこともありまして、過去には19歳の方の申込みがあり、期日前投票所で従事していただいたことはございますが、若い方、特に大学生の方については、住民票を飯塚市に移していないケースも多く、なかなか応募していただけないような状況でございます。

○議長（城丸秀高）

13番 石川華子議員。

○13番（石川華子）

令和7年度の選挙啓発費は113万4050円で、そのうち110万1100円が二十歳を祝う会の記念品料に充てられているとのことでした。

一方で、二十歳を祝う会の実行委員会については、市民の方から「記念品を決めるだけの実行委員会になっている」、との指摘も伺っています。選挙啓発の一環として記念品を贈呈しているとのことでしたが、その目的がリーフレットを配付するためであるにしても、記念品が単なる配付物となり、啓発としての効果がどの程度あるのかについては、慎重に検証する必要があると考えております。

若年層の政治や選挙への関心を高めるという本来の目的に照らしますと、記念品の配付に予算を充てることが最も効果的な手法なのか、あるいは対話や参加の機会を広げる取組に重点を置くべきなのか、改めて検討していく必要があるのではないのでしょうか。

本市として、若年層の政治・選挙への関心を高めるための環境整備に、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上、選挙について、投票環境の改善と投票率の向上について、意見を述べさせていただきました。市民が投票しやすい環境を整えることは、民主主義の基盤を支える上で極めて重要であり、特に若年層や子育て世帯など、これまで選挙に行きづらかった層に対して、どのように投票機会を確保していくかが今後の課題であると考えます。生活動線上で投票できる期日前投票所の設置、さらには、市の事業を通じて、政治や選挙に関心を持つきっかけをつくる取組など、市民一人一人が参加しやすく関わりやすい選挙環境の整備に、引き続き取り組んでいただくことをお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。14番 田中裕二議員に発言を許します。14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

質問通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、「山本作兵衛コレクションについて」及び「予防接種事業について」、以上2点について質問いたします。

初めに、「山本作兵衛コレクションについて」でございます。

2011年、山本作兵衛さんの作品は、炭坑労働者の日常と地域社会の歴史を描いた資料として、田川市石炭・歴史博物館と福岡県立大学が所蔵する697点が「山本作兵衛コレクション」として、日本で初めて国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「世界の記憶」に登録されました。

しかし、近年、登録対象外であった絵画や日記、記録文書などが新たに確認されており、所蔵機関や個人によっては、作品が眠ったまま保存されている状況も見受けられております。文部科学省の日本ユネスコ国内委員会への確認では、「資料群として完全性が証明されれば、追加登録は可能である。」との見解が示されております。

山本作兵衛さんの作品は、単なる記録ではなく、日本の近代化の原動力を支えた炭坑労働者の視点から描かれた、「民衆史・労働史の史料」であり、世界的にも極めて貴重な文化記録でもあります。今回の追加登録が実現すれば、日本で初めての再登録事例となります。「山本作兵衛さんといえば田川でしょう。」と言われる方が多いです。田川のイメージが相当強いように思われます。そこで、まず、最初にお尋ねいたします。山本作兵衛さんはどのような方なのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

山本作兵衛氏は、1892年、明治25年に現在の飯塚市鶴三緒に生まれ、幼少期から青年期にかけて飯塚市内で育ちました。現在の飯塚市立立岩小学校にあたる立岩尋常小学校や飯塚高等小学校に通いました。その後、15歳で山内炭坑の炭坑員となり、63歳で退職するまで、約50年、採炭員として、筑豊地方各地を転々としながら、炭坑に関わって生活されております。

その後、山本作兵衛氏が体験してきた炭坑の生活の様々な光景を絵と文章で記された炭坑記録画が描かれました。これらの炭坑記録画等のうち、冒頭に質問議員が紹介されましたように、山本作兵衛氏のご遺族や田川市、福岡県立大学が所蔵・保管する資料が、2011年5月に「山本作兵衛コレクション」としてユネスコ「世界の記憶」に登録されました。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

ただいまのご答弁のとおり、山本作兵衛さんは飯塚市鶴三緒生まれであり、立岩小学校出身、山内炭坑の炭坑員として勤務し、お墓も飯塚市にある飯塚市の人であります。また、描かれた明治時代の炭坑の様子は、本人の見たものや古老鉦夫からの口により伝えられた口伝によるもので、それらは実に飯塚が舞台になっているものであります。その飯塚市の山本作兵衛さんの作品が、ユネスコ「世界の記憶」に登録されているということは、飯塚市にとっては大変誇らしいことだと思います。

そこで、ユネスコ「世界の記憶」について、お尋ねいたします。

「世界の記憶」とはどのようなものなのか、また、登録の基準はどのようなになっているのか、

お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

ユネスコの「世界の記憶」事業は、1992年に始まった世界的に重要な記録遺産の保存と利用を促進する国際的な取組です。手書き原稿や書籍、映画、写真、デジタル記録などが対象で、1995年からは特に重要な記録物を登録する制度が実施されています。登録に際しては、人類の文化等を映した貴重な資料で、歴史的、社会的な価値があり、真正性を持ち、独自または希少なものであり、元のままの状態で保存されていることなどが登録の基準となります。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

それでは、このユネスコ「世界の記憶」登録の流れはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

登録の流れは、文部科学省の日本ユネスコ国内委員会に申請し、推薦を得た後に、ユネスコの国際諮問委員会にて審査され、ユネスコ執行委員会の承認を得て登録となります。登録は2年ごとに審査され、奇数年に登録されます。1か国、2件まで申請可能です。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

今の質問で確認です。1か国、2年まで申請可能ということは、「期間が2年間で」ということでしょうか。それとも、「1か国に2件まで」ということですか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

まず、申請が2年ごとにしかできないということで、もし、国内において、2件以上申請等があった際には、国内のほうで2件に絞って申請を行うという意味でございます。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

それでは、この山本作兵衛さんの作品のほかに、「世界の記憶」に登録されている作品はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

代表的な登録遺産は、フランスの「人間と市民の権利の宣言」、イギリスの「マグナ・カルタ」、そのほか、「アンネ・フランクの日記」、「ベートーベンの交響曲第9番の草稿」、「アンデルセンの原稿筆者本と手紙」などがあります。国内におきましては、平安時代の「御堂関白記」や、「慶長遣欧使節関係資料」など9点が登録されています。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

ただいまのご答弁によりますと、「アンネ・フランクの日記」や「ベートーベンの交響曲第9番の草稿」などと同等に評価されているということだと思います。これは、とんでもなくすごいことだと思っております。このユネスコの「世界の記憶」の登録の経緯について、お尋ねいたしますが、山本作兵衛さんの作品がどのような経緯で登録されたのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

かつて、田川市が「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産として、「世界文化遺産」への登録を目指している中で、その資料の一つであった山本作兵衛氏が描いた炭坑記録画について、高い関心が寄せられ、2010年、平成22年3月に田川市と福岡県立大学が共同で登録推薦を行い、翌年2011年、平成23年5月25日に、日本初の「世界の記憶」として登録されました。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

それでは、この山本作兵衛さんの作品がどのように評価をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

日本近代化の過程において、産業革命の中での筑豊炭田の役割は大きく、その当時の記録の大半が公文書や社史などの記載によるものがほとんどである中で、山本作兵衛氏の作品は、実際の炭坑での労働の経験に基づき、絵画や日記によって、詳細な記録として残してあります。これらは、現場で直接見聞きしていた個人による極めてまれなものであり、真正性が高い観察記録であるということで高く評価されております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

それでは、次に、ユネスコ「世界の記憶」の追加登録について、お尋ねいたします。最初に述べましたように、文部科学省は「資料群の完全性が証明できれば、追加登録は可能である。」と言われております。今回、既に登録されている66冊の手帳に加えまして、新たに5冊の日記帳が確認されました。その5冊は、4冊が作兵衛事務所代表の方のご自宅から、1冊は嘉麻市役所から確認された、ということでございます。昨年12月15日の国会の参議院予算委員会におきまして、福岡県選出の公明党の秋野公造参議院議員の質疑でも、文部科学大臣より「追加登録に向けて協力を事務方に指示する。」と、このようなご答弁を引き出すことができております。直方市石炭記念館にも、山本作兵衛さんの絵画が7枚あります。そのほかにも、北九州市にもございます。飯塚市にも、山本作兵衛さんから寄贈された作品もあると伺っておりますが、どのくらいあるのか、どこに保存されているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

現在、飯塚市では、山本作兵衛氏からの寄贈等により、計27点の炭坑記録画を所蔵しております。このうち、原本5点と複製1点を飯塚市歴史資料館に、原本5点と複製3点を旧伊藤伝右衛門邸に展示しております。残りにつきましては、飯塚市歴史資料館の収蔵室にて保存しております。

ます。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

山本作兵衛さんの作品は、炭坑に生きた人々の営みと尊厳を伝える、世界的な記録遺産であります。今回の追加登録への挑戦は、日本で初めての取組であり、文化政策の重要な柱になり得るものであると考えております。

そこで、市長にお伺いいたします。追加登録に当たっては、資料を所有する自治体の同意が必要となります。追加登録の申請に、飯塚市として協力する意思があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

先ほど議員が申されましたように、今回、前回の登録時には所在が不明だった5冊の日記が発見されております。本市やほかの自治体にも数点の炭坑記録画等が存在していることも確認されております。これらの遺産の追加登録に向けた準備も始まっており、本市におきましても、関係自治体とともに協力し合いながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

今、部長のご答弁で、「本市としても関係自治体とともに協力し合いながら、進めてまいりたい。」と、このようなご答弁がありましたが、市長も同じ考えと捉えてよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、教育部長のほうが申しましたが、遺産の追加登録に向けまして、関係自治体とともに協力し合いながら、今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

ありがとうございました。炭坑に生きた人々の実像を描き続けた山本作兵衛さんの作品は、時代が進めば進むほど、その価値が問い直され、私たちが決して失ってはならない記録であることを強く感じさせるものになると考えております。山本作兵衛さんが筆に託した思い、それは、炭坑で働き、生き抜いた人々の誇りと痛み、そして、確かに存在した炭坑労働者の生き様そのものであったと考えます。そのことを思いを学び、受け止め、経験や知恵、精神として未来へつなぐことが新たな未来を開く力になると信じております。

また、将来的には、山本作兵衛さんの作品の贋作が出てくる可能性もあると、このように思っております。そうであるならば、今のうちに追加登録することにより、飯塚市などに渡された作品が本物であるという証拠にもなると考えております。今、市長も言われました、「これらの遺産の追加登録に向けた準備も始まっており、本市においても関係自治体とも協力し合いながら、進めてまいりたいと考えている。」と、このように答弁がございました。しっかりと協力していただきますように要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、「予防接種事業について」、お尋ねいたします。

最初に、成人肺炎球菌ワクチンについて、お尋ねいたします。高齢者において、肺炎は、がん

や心疾患と並び主要な死亡原因の一つであり、その多くを肺炎球菌感染症が占めております。特に65歳以上、中でも75歳以上の高齢者では、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため、肺炎の予防対策の重要性は年々高まっております。国はこれまで、高齢者の肺炎予防対策として、肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和6年度、2024年度からは定期接種の対象が、満65歳の人に限定となりました。それまで、65歳、70歳、75歳、80歳と5歳刻みであったんですが、これを一巡して、接種率が上がらなかったのもう一巡をしたと。2巡目が終わって、令和6年度から65歳の方のみというふうになっております。これによりまして、経過措置対象となっていた、70歳、75歳などの5歳刻み年齢の方が、制度対象から外れることになり、より肺炎の罹患や重症化のリスクが高い高齢者の接種機会の減少や接種率の低下が懸念されております。

さらに、2026年4月、今年の4月から、定期接種に使用できるワクチンが、今までの「23価肺炎球菌多糖体ワクチン」から「20価肺炎球菌結合型ワクチン」に変更になりました。この結合型ワクチンである20価ワクチンは、免疫応答の質や持続性の面で従来の多糖体ワクチンよりも優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を評価されております。

こうした制度変更を踏まえまして、本市として、高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのかを確認するとともに、さらなる対策の可能性について、お伺いいたします。

まず初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の接種率と高齢者肺炎の現状について、お尋ねいたします。先ほど言いましたように、令和6年度に定期接種の対象者が「65歳のみ」と変更されましたが、本市の令和6年度、また、令和7年度の接種率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

令和6年度から対象者が65歳のみとなり、令和6年度の接種率は27.0%、令和7年度の接種率は40.4%となっております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

令和6年度の接種率は、27%と低い。令和7年度は、40.4%と、ちょっと上がっておりますが、制度変更前、令和5年度以前と比較して、どのような接種傾向が見られるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

制度変更前の対象者は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳で、接種率は、過去3年の平均接種率で申し上げますと、約35%でございました。接種行動の傾向についての分析等は行っておりません。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

低かったですね。もうちょっと高く思っていました。それでは、この肺炎による死亡者のうち、65歳以上の方、特に75歳以上の方が占める割合はどのようになっているのか、本市の現状をお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

本市のデータは持ち合わせておりませんが、肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、患者の約7割を65歳以上の高齢者が占めるという調査結果でございます。特に、年齢が進むにつれて、死亡原因の順位が上がっていることから、高齢者にとって大変リスクの高い疾病であるというふうに理解いたしております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

定期接種への20価ワクチン導入と制度設計に関する国及び市の考え方について、お尋ねいたします。

最初に述べましたように、2026年4月、今年の4月から高齢者肺炎球菌予防接種で使用するワクチンが、「23価ワクチン」から「20価ワクチン」に変更になりました。変更するということは、効果や安全性などに利点があったからとだと思いますが、導入の理由について、お尋ねいたします。また、効果、安全性、費用対効果の観点から、どのような説明がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

国の厚生科学審議会の議論を経て、使用するワクチンが変更されております。肺炎球菌ワクチンの「20価」と「23価」の主な違いでございますが、対応できる菌の数の数だけではなく、ワクチンの種類、免疫の持続期間、そして追加接種の必要性にございます。

対応する菌の数と種類は、20価は20種類の型に対応し、重症化しやすい型を重点的にカバーいたします。23価は23種類の型に対応し、より幅広い種類の型をカバーいたします。

免疫の仕組みと持続性の観点から、20価は長期にわたって高い予防効果が持続いたします。23価は免疫の持続期間が比較的短く、約5年で効果が徐々に低下するとされております。

また、追加接種の必要性におきましては、20価は基本的に1回の接種で完了し、その後の定期的な追加接種は、原則不要とされております。

一方で、23価は効果を維持させるために、5年以上の間隔を空けて、2回目の再接種が推奨されております。20価と23価の違いの概要は以上のとおりとなりますが、安全性についても、特段の懸念がなかったことから、こうした科学的知見を踏まえた審議会の議論を経て、定期接種で用いるワクチンが変更となっております。

費用対効果につきましてですが、65歳、70歳の方に対しましては、接種費用に対してワクチンの効果が上回るとされておりますが、高齢になるほどワクチンの有効性が低下するという説明がなされておりますことから、費用対効果は低くなるというふうになります。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

今の答弁によりますと、今年度から新しく使用する20価ワクチンは、基本的に1回の接種で完了し、追加の接種の必要は基本的にはない、と。今まで打っていた23価ワクチンは、5年ぐらいでどんどん効果が低下して、再接種する必要がある、というご答弁でございました。私も4年前に打っておりますので、もう大分少なくなっております。中にも、今まで打たれた方もいらっしゃると思いますので、5年たてば効果がなくなると思って、再接種する必要があるかと思っております。

ワクチンの２３価から２０価の変更によりまして、本市の接種事業について、何か変更になった点があるのかどうか、この点いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

ワクチン接種にかかります自己負担額が、変更となっております。ワクチン接種の自己負担額は、ワクチン代とその他経費も含めまして、予防接種単価を算定し、決定いたしておりますので、自己負担額が令和７年度２５００円から令和８年度３４００円に変更となっております。ワクチン接種対象者に対する通知につきましては、変更はございません。

○議長（城丸秀高）

１４番 田中裕二議員。

○１４番（田中裕二）

変更前の２３価ワクチンの効果は先ほど答弁を頂きましたが、あえて、またお尋ねいたします。一般的にどの程度持続すると考えられているのか、また、既に２３価ワクチンを接種した高齢者への２０価ワクチンの接種について、国はどのような考え方を示しているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

２３価ワクチンの制度開始の際は、１回の接種で持続した効果が得られると言われておりましたが、その後の知見により、効果の持続期間は、先ほども答弁いたしておりますが、約５年と言われております。また、２０価ワクチンは、７０歳の高齢者に対しては効果があるとされておりますが、高齢になるほど有効性が低下するとされております。年齢によって有効性が低下すること、また、２３価ワクチンで接種機会を設けていたことから、経過措置を行わず、２０価ワクチンの定期接種の対象者としないとの見解がございます。

○議長（城丸秀高）

１４番 田中裕二議員。

○１４番（田中裕二）

先ほども答弁ありましたがけれども、２０価ワクチン導入時の検討においては、費用対効果の観点から、６５歳だけではなく、７０歳への経過措置も有効とする評価もあったということでございますが、肺炎による重症化、死亡リスクが高い高齢者が存在する中で、２０価ワクチン導入に当たり、年齢拡大が見送られた理由について、市としてどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

国の定期接種に関する制度設計の議論におきまして、７０歳も対象とする議論もあり、その中において、「７０歳に接種を行うことに効果はあるが、高齢になるほど効果が低下する。」という報告があったこと、さらに、別のワクチンの議論が開始される見込みであることや、自治体の事務を考慮した結果、６５歳の方のみが対象となっております。また、６６歳以上の方については、これまで２３価ワクチンの接種機会を提供してきたことから、「６５歳の方に限る」となつたと認識いたしております。

○議長（城丸秀高）

１４番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

制度のはざまにある高齢者に対する市の認識について、お尋ねいたします。

定期接種が65歳のみに限られる現行制度の下では、65歳の対象時に接種機会を逃した方や、過去に23価ワクチンを接種し、効果の低下が懸念される方など、定期接種制度だけでは十分にカバーしきれない高齢者層が生じていると思われます。肺炎による重症化、死亡リスクが年齢とともに高まっている実態を踏まえ、制度のはざまにある高齢者への対応の必要性について、市としてどのように認識しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

肺炎を起こす原因となる肺炎球菌は、100種類以上あり、そのうち、頻度の高い菌に対してワクチンが開発されております。また、誤嚥性肺炎も高齢者に多い疾患でございます。本市といたしましては、定期接種を実施することと併せまして、誤嚥性肺炎の防止について、口腔ケアや口腔フレイル予防などを啓発していく必要があるというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

効果が高いという理由で定期接種に導入された20価ワクチンでございますが、定期接種として公費で接種できるのは、主に接種日時点で65歳の方のみとなっております。最初の質問で、本市の令和7年度の接種率は40.4%ということでございますので、約60%の方が未接種のまま接種対象外となっております。65歳であれば、まだ肺炎は、ぴんときないですから、接種率が低いのは、その理由もあるかと思えます。この65歳の対象時に接種しないまま制度対象外となった方、また、65歳時に既に以前の23価ワクチンを接種し、効果が低下している方は、肺炎球菌感染症のリスクが高いと思われますが、今年度導入となった20価ワクチンの定期接種は対象外となります。

一方で、これまでのご答弁のとおり、高齢者の肺炎は、年齢の上昇とともに重症化リスクが高まり、特に後期高齢期以降ではその傾向が顕著になるとされております。

そこで、高齢者の健康維持、重症化予防、医療費抑制の観点から、66歳以上の高齢者を対象に20価ワクチンの助成制度を実施してはどうかと考えます。任意接種の助成です。特に、65歳での定期接種の機会を逃した方に加え、過去に23価ワクチンを接種した、効果の低下が懸念される方も対象とすることで、より実効性の高い肺炎予防策になると考えますが、本市としての考えをお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

高齢者の健康維持、重症化予防、医療費抑制の観点から、70歳までの方に20価ワクチンは有効であると考えられますので、接種を希望される方には、任意接種についてご案内させていただくものでございます。ただし、質問議員がお尋ねの定期接種の対象外となる、いわゆる任意接種の助成につきましては、現在のところ検討はいたしておりません。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

専門家の方は、「高齢者で肺炎になると、その後の認知症が進み、健康寿命が短くなったり、寝たきりになったりする」といった傾向が強くみられる。」と言われております。また、「肺炎の

症状が回復しても、元の生活には戻りきれない。治すではなく、かからないことが重要だ。」とも言われております。肺炎にかかったから治せばいいじゃないかではなくて、高齢者になればなるほど、後遺症が残るんだということです。ですから、「治す」ではなくて、「かからない」ことが大事なんだと言われております。

このような観点から、強い免疫効果の持続が期待できる20価ワクチンの定期接種の対象となっている65歳の対象を拡大する重要性を訴えられております。お隣の宮若市では、高齢者の肺炎球菌予防接種の費用の一部、3500円が助成されます。対象者は、宮若市に住民票登録がある70歳以上の方、また、宮若市に住民票登録がある65歳から69歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器等の慢性疾患、肝機能障害・糖尿病等の基礎疾患がある人が対象となっております。

高齢者への肺炎球菌20価ワクチンの接種機会を確保することは、肺炎の発症や重症化を防ぎ、高齢者自身の生命と生活の質を守るだけでなく、結果として、医療費や介護保険給付費の抑制にもつながる重要な施策であると思います。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行時や、過去の災害時の教訓を踏まえれば、平時から肺炎球菌感染症を予防していくことは、感染症流行時や災害時における医療供給体制の逼迫、いわゆる医療崩壊を防ぐ観点からも極めて重要であると思います。これは単なる健康施策にとどまらず、防災・減災対策そのものであると考えております。20価ワクチンという従来のワクチンよりも、有効性・持続性に優れたワクチンが接種可能となった今、定期接種制度の対象者のみにとどまらず、制度のはざまにいる高齢者をどう守るかが自治体の大きな役割であると考えます。繰り返しになりますが、このことは、高齢者の命と健康を守るだけでなく、将来の医療・介護費を抑制し、さらには災害時の市民の安全にもつながる費用対効果の極めて高い未来への投資であります。

例えば、3年間などの期間限定、または対象年齢を限定した形でも構いませんので、66歳以上に対する肺炎球菌20価ワクチンの助成事業につきましても、前向きな検討を進めていただきまして、可能なところから実施していただきますように強く要望して、この肺炎球菌ワクチンの質問は終わります。

続きまして、HPVワクチンについて、質問いたします。

このHPVワクチンは、ちょうど1年前にも質問させていただきました。子宮頸がん及びHPVが関連するがんの撲滅に向けて、HPVワクチンについて、女性を対象とした定期接種の現状と男性接種への助成について、お尋ねいたします。

子宮頸がんは、予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患であります。日本では、HPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後、数十年にわたり、予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念されております。キャッチアップ制度が終了し、今年度、令和8年度から公費で接種できるのは、定期接種対象者である小学校6年生から高校1年生相当の方のみとなっております。厚生労働省が公表した令和4年度、5年度、6年度の都道府県別定期接種率によると、全国的に回復傾向にあるものの、地域差が生じていることも明らかになっております。また、令和6年度末の年齢別の累積初回接種率は、令和6年度が公費による接種の最終年度であった高校1年生相当の方及びキャッチアップ対象者は約50%、標準的接種年齢である中学1年生では約25%と報告をされております。

WHOは、2030年までに女性の90%が15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しております。実際に、男女とも接種が進むオーストラリアでは、HPV感染率及びHPV関連疾患が減少しており、近いうちに子宮頸がんが撲滅できるとも言われております。日本においても、接種率をさらに上げていくために、市町村の積極的な取組が不可欠であります。これまでの本市の取組内容、そして、今後のさらなる施策について、お尋ねいたします。

まず、本市の定期接種の接種件数、接種率の推移について、お尋ねいたします。また、令和7年度の定期接種対象者への個別通知の実施状況と令和8年度以降の個別通知の実施予定について、併せてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

令和7年度の定期接種件数及び接種率の推移につきましては、キャッチアップと条件付期間延長の方の接種率は48.0％となっており、定期接種の完了者の接種率は26.9％となっております。

令和7年度の定期接種対象者への個別通知の実施状況でございますが、対象者1896人に対しまして、個別の勧奨通知を送付いたしております。今年度の個別通知につきましては、今年度4月に定期接種となる小学校6年生の方593人に、勧奨通知を送付いたしております。また、夏休みは接種する機会が設けやすいことから、7月に未接種者、未完了者を対象に勧奨通知を送送する予定でございます。その他、年度内に接種を完了するために、最短でも4か月を要しますので、間に合うように定期接種最終年度の高校1年生相当の未接種者に、10月末に勧奨通知を送送する予定といたしております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

ただいまのご答弁によりますと、令和7年度の定期接種の完了者の接種率は26.9％と。これは、先ほど言いましたWHOの目標（2030年までに女子の90％が目標）と比べると、随分低く、かなり開きがあると。接種率を上げていく必要があると思っております。

また、それと併せまして、男性への接種も必要でございます。このHPVの原因となるのは、ウイルスでございますので、感染することに男女差はない、つまり、男性も感染するということです。男性がHPVに感染することにより、肛門がんや、尖圭コンジローマなどの疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防することができる。また、HPVワクチンを男女双方に接種することで、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られたといった報告も上がっております。子宮頸がん及びHPV関連のがんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要だと考えます。

実際に、HPVワクチンは、2026年3月20日時点で、85の国と地域で男女ともに定期接種の対象となっており、G7諸国の中で、男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっております。

現在、男性への接種は全額自己負担であり、9価ワクチン2回接種では5万円から7万円、3回接種では8万円から10万円、と接種費用が大変高額であります。接種したいと思っても、経済的負担を理由に接種を諦める市民もいらっしゃると思います。がんや病気と言われても、自分事として捉え難い若い世代の接種したいという意味に応えるべきではないかと思えます。国の定期接種を待たずに、自治体独自で助成を開始する動きが全国的にも広がっており、現在、90以上の自治体が、独自助成を実施しております。実施している自治体の首長さんは、男性接種助成を開始するに当たり、「男女を問わず、誰もが自分と相手を大切にできる健康なまちづくり」と、また、「男性も一緒になって女性を守ることで、地域活性化につながる。」と、このようにコメントされております。

そこで、本市におきましても、HPVワクチンの男性接種に対しても助成を行う考えはないのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

先ほども答弁申し上げましたとおり、本市が実施しております予防接種は、国が定期接種を決定した内容で、予防接種法第5条に基づき実施いたしております。お尋ねの定期接種の対象外となる年齢の方に対する助成につきましては、現在のところ検討はいたしておりません。ただし、国において、男性のHPVワクチンの定期接種化について、議論が行われておりますので、その動向について注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

14番 田中裕二議員。

○14番（田中裕二）

国が定期接種を決定したら市も対象者とするのは、当たり前ですね。市では、独自の助成事業はしないということですね。HPVワクチンは、子宮頸がんをはじめとするHPV関連疾患の予防に有効であり、男女ともに接種の意義があります。しかし、女性の定期接種率は、十分と言えず、先ほど答弁がありましたように、令和7年度の接種率は26.9%です。男子においては、定期接種制度の対象外となっております。市民の健康と若い世代の未来を守るために、子宮頸がんやHPV関連がんの撲滅に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。予防できるがんで苦しむ市民を減らせる重要な施策です。子宮頸がんは、予防でき、かからないで済ませられるがんなんです。この予防できるがんを撲滅できるように、引き続き、必要な施策に継続して取り組んでいただきますように要望いたします。

最後に、女性を対象とした定期接種のHPVワクチン接種率向上のため、毎年度、全ての対象学年への個別通知による接種勧奨の徹底と、国が定期接種を導入する前段階の施策として、男性へのHPVワクチン接種費用助成制度の創設を要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（城丸秀高）

本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月19日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時34分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 24名)

1 番	城 丸 秀 高	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	光 根 正 宣	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	奥 山 亮 一	1 8 番	吉 田 健 一
7 番	藤 間 隆 太	1 9 番	田 中 博 文
8 番	藤 堂 彰	2 0 番	鯉 川 信 二
9 番	佐 藤 清 和	2 1 番	秀 村 長 利
1 0 番	田 中 武 春	2 2 番	永 末 雄 大
1 1 番	川 上 直 喜	2 3 番	兼 本 芳 雄
1 2 番	金 子 加 代	2 4 番	小 幡 俊 之
1 3 番	石 川 華 子	2 6 番	瀬 戸 元
1 4 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 5 番	赤 尾 嘉 則	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 2名)

2 番	深 町 善 文
2 5 番	江 口 徹

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 岩 熊 一 昌

議事総務係長 宮 山 哲 明

書 記 加世堂 沙 織

議事調査係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

書 記 藤 嶋 祐 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

副 市 長 許 斐 博 史

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 日 高 政 徳

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 田 中 善 広

経 済 部 長 林 利 恵

こども未来部長 榑 敏 江

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 小 西 由 孝

企 業 局 次 長 上 野 恭 裕

選挙管理委員会事務局長 佐 伯 哲 郎